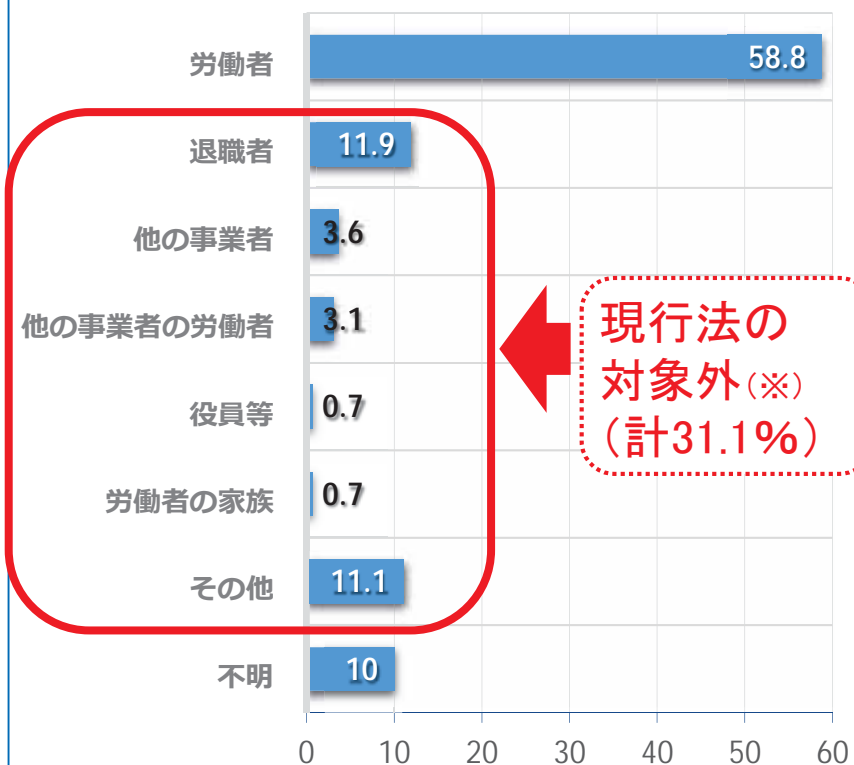


(別紙1) 相談ダイヤルに寄せられた相談事案の傾向②

消費者庁が設置する公益通報者保護制度相談ダイヤルには、現行法で保護の対象とされる内容以外の通報相談も寄せられている。

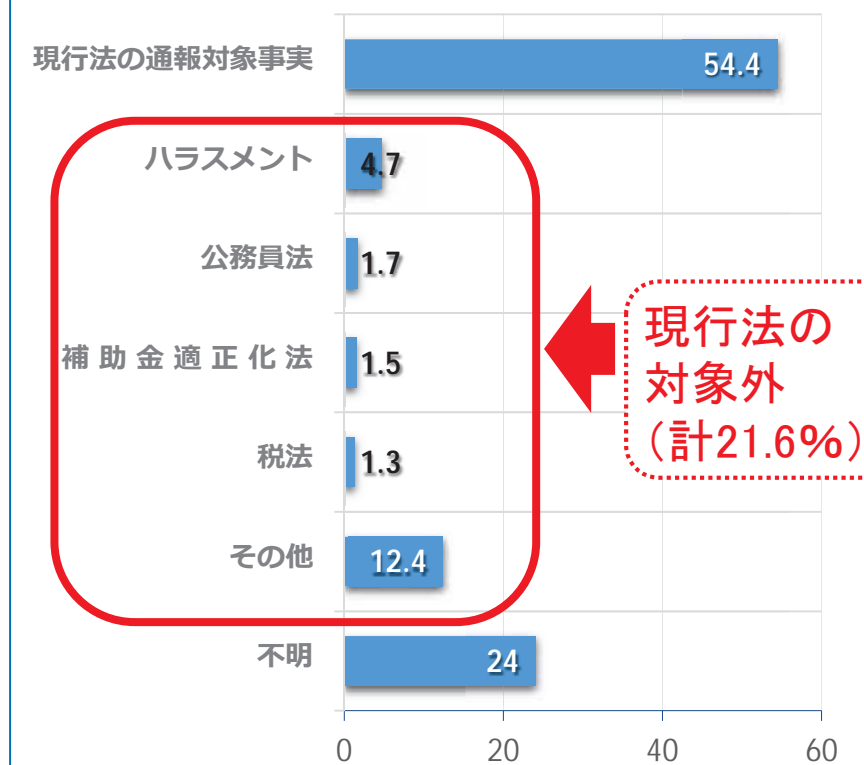
(1) 労働者以外の通報者の存在

個別事案を内容とする相談(2,142件)のうち、現行法の対象となる労働者(公務員、派遣労働者を含む)以外の通報者の属性としては、退職者が最も多く、役員や事業者からの通報も存在する(単位%)。



(2) 現行法の範囲外の通報内容の存在

個別事案を内容とする相談(2,142件)のうち、現行法の通報対象事実以外の通報の内容としては、ハラスメントが最も多く、公務員法、補助金適正化法、税法に関する通報も存在する(単位%)。



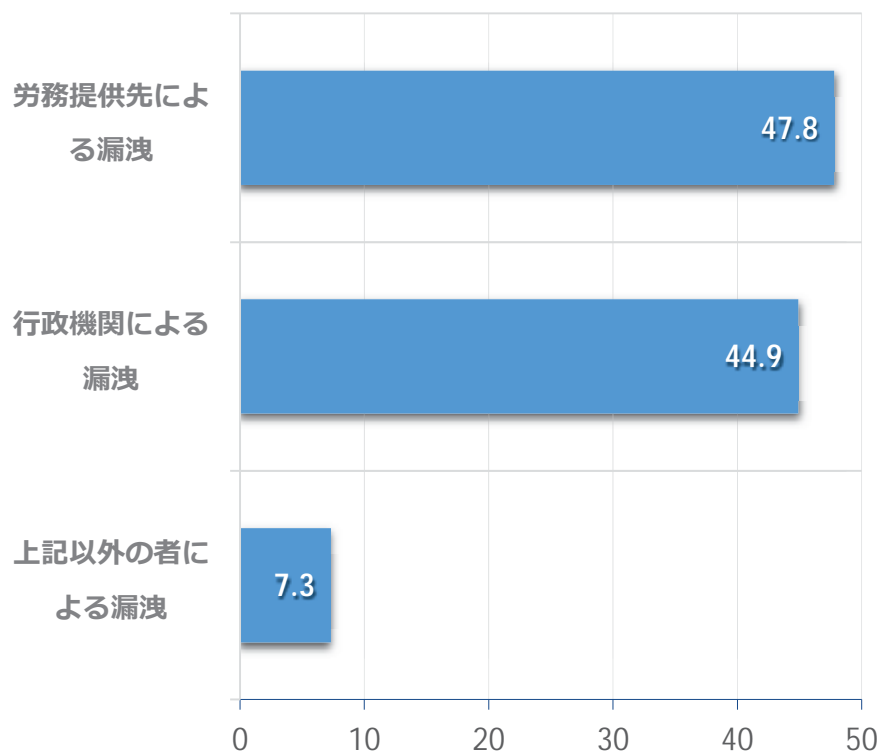
※「他の事業者の労働者」は、法第2条第1項第3号の要件を満たす場合には、現行法でも保護の対象となる。

出典：平成25年1月から平成29年12月までに公益通報者保護制度相談ダイヤルに寄せられた相談内容を集計・分析したもの

(別紙1) 相談ダイヤルに寄せられた相談事案の傾向③

(3) 労務提供先からの情報漏洩の存在

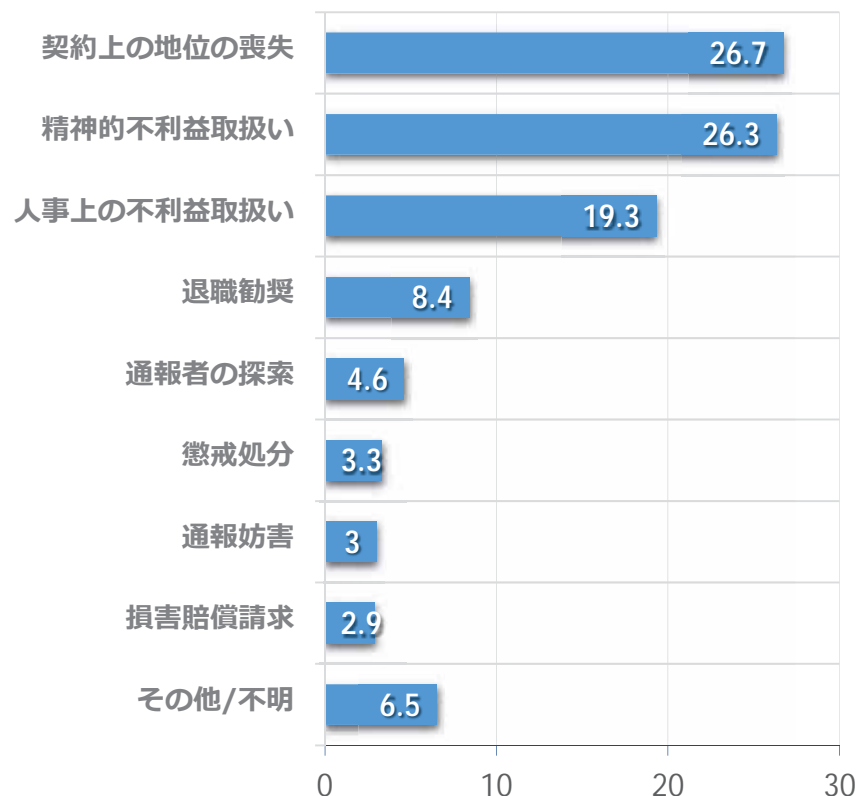
通報に関する情報漏洩が問題となった相談(69件)のうち、現行法に禁止規定がない、労務提供先事業者からの情報漏洩が問題となったものは約半数であった(単位%)。



注: 「労務提供先による漏洩」は行政機関が労務提供先となる場合も含む。
「行政機関による漏洩」は外部労働者等から行政機関が通報を受けた場合に漏洩した事案を指す。

(4) 不利益取扱いの内容

通報後に不利益取扱いを受けたという相談(323件)のうち、不利益取扱いの内容を確認したところ、解雇、解任といった契約上の地位の喪失や、精神的不利益取扱いが最も多く、人事上の不利益取扱いがこれに続く(単位%)。



(別紙2) 現行法と各ガイドラインの比較①

運用改善を通じて制度の実効性の向上を図るため、事業者や行政機関において取り組むことが求められる事項をガイドラインにおいて具体化・明確化。

	現行法	民間事業者向けガイドライン	行政機関向けガイドライン (内部の職員等)	行政機関向けガイドライン (外部の労働者等)
通報者の範囲	労働者 (公務員、派遣労働者、取引先の労働者を含む)	従業員のほか、役員、子会社・取引先の従業員、退職者等にも拡大	職員等のほか、各行政機関の法令遵守を確保する上で必要と認められる者(退職者、契約先事業者等)にも拡大	外部の労働者のほか、各事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められる者(退職者、役員、取引先事業者等)にも拡大
通報対象事実の範囲	特定の法律(平成30年1月1日時点464法律)に規定する刑罰規定違反の事実	法令違反のほか、内部規程違反等の事実にも拡大	法令違反のほか、適正な業務の推進のために各行政機関が定める事実にも拡大	法が定める通報対象事実のほか、それ以外の法令違反の事実(行政機関が処分等の権限を有するもの)にも拡大
通報者の保護・救済等	・解雇の無効 ・不利益な取扱いの禁止等	・解雇その他不利益な取扱いの禁止 ・救済・回復するための適切な措置	・懲戒処分その他不利益な取扱いの禁止 ・救済するための適切な措置	通報者のフォローアップ (通報者からの相談等への適切な対応、相談ダイヤル等の紹介等)

(別紙2) 現行法と各ガイドラインの比較②

	現行法	民間事業者向けガイドライン	行政機関向けガイドライン (内部の職員等)	行政機関向けガイドライン (外部の労働者等)
通報の秘密保持	—	<ul style="list-style-type: none"> ・通報に係る秘密保持及び個人情報保護の徹底 ・違反者に対する懲戒処分その他適切な措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・通報に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底 ・違反者に対する懲戒処分その他適切な措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・通報に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底 ・違反者に対する懲戒処分その他適切な措置
不利益な取扱いを行った者に対する制裁	—	懲戒処分その他適切な措置	懲戒処分その他適切な措置	—
通報制度等の整備	—	通報制度等の整備の必要性について明記	通報制度等の整備の必要性について明記	通報制度等の整備の必要性について明記
消費者庁の役割	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・各行政機関に対する協力の要請 ・各行政機関への協力・援助等 	<ul style="list-style-type: none"> ・各行政機関に対する協力の要請 ・各行政機関への協力・援助等

ただし、

- ・ガイドラインはあくまで任意の指針（または関係省庁間の申合せ）であり、法的な拘束力を持たない。
- ・ガイドラインでは、通報窓口で受け付ける通報者や通報対象事実の範囲を拡げているものの、現行法が定める要件を満たさないものについては、本法による保護の対象とはならない(一般法理による保護の対象となる可能性はあるが、予見可能性が相対的に低い)。

(別紙3) 国内における行政への通報等に関する制度の例①

	行政手続法 (第36条の3)	労働基準法	原子炉等 規制法	高齢者虐待防止法 (第7条関係)注1	消費者 安全法	特定商取引 法
通報者等の 範囲	何人も	労働基準法第9 条に定める労働 者	原子力事業者等 の従業者	養護者による高齢者虐 待を受けたと思われる高 齢者を発見した者	何人も	何人も
通報等の 内容の範囲	法令違反の是正の ためにされるべき処 分又は行政指導が されていないこと	事業場における、 労働基準法又は 同法に基づいて 発する命令に違 反する事実	原子力事業者等 が原子炉等規制 法又は同法に基 づく命令の規定 に違反する事実	養護者による高齢者虐 待を受けたと思われる高 齢者がいること	生命身体被害の 発生又は拡大の 防止を図るため に事故等原因調 査等が必要であ ること	特定商取引の 公正及び購入 者等の利益が 害されるおそ れがあると認 めること
通報等の 受け手	処分をする権限を有 する行政庁又は行 政指導をする権限を 有する行政機関	労働基準監督官 等	原子力規制 委員会	市町村	消費者安全 調査委員会	主務大臣
通報等の要件	・法令に違反する 事実があること ・申出内容がある と思料するとき	事業場に、労働 基準法又は同法 に基づいて発する 命令に違反する 事実がある場合	通報内容がある 場合	当該高齢者の生命又は 身体に重大な危険が生 じている場合 注2	申出内容がある と思料するとき	申出の内容が 事実であると認 めるとき
通報者等に 生じる効果等	—	解雇その他不利 取扱いの禁止 (違反行為に対す る罰則あり)	解雇その他不利 取扱いの禁止 (違反行為に対 する罰則あり)	(通報者について) ・通報義務 注2 ・通報者の守秘義務と 通報義務に関する解 釈規定 (通報の受け手について) ・当該通報をした者を特 定させるものについ ての守秘義務	解雇その他不利 取扱いを受け ない(違反行為 に対する罰則は ない)。	—

注1 同法には、要介護施設従事者等による高齢者虐待についての通報等(第21条関係)も定められている。

注2 当該要件に該当しない場合でも通報の努力義務がある。

(別紙3) 国内における行政への通報等に関する制度の例②

	景品表示法	独占禁止法注3 (リニエンシー)	下請法注4	金融商品取引法	
				リニエンシー	第193条の3
通報者等の範囲	違反事業者	カルテル・入札談合に係る違反事業者	何人も	課徴金対象事実の違反者	公認会計士又は監査法人
通報等の内容の範囲	課徴金対象行為に該当する事実	関与したカルテル・入札談合に係る事実	親事業者の遵守事項違反(受領拒否、代金支払遅延等)	課徴金対象行為のうち一定の類型の行為(発行開示書類等の虚偽記載等、大量保有・変更報告書の不提出等)	<ul style="list-style-type: none"> 特定発行者における法令違反等事実が、その財務計算に関する書類の適正性の確保に重大な影響を及ぼすおそれがあること 特定発行者が、法令違反等事実の是正措置をとるべき旨の通知を受けても適切な措置をとらないこと
通報等の受け手	消費者庁長官	公正取引委員会	公正取引委員会又は中小企業庁長官	証券取引等監視委員会	金融庁長官
通報等の要件	課徴金対象行為に該当する事実を内閣府令で定めるところにより報告すること等 注5	調査開始日前の4番目以降又は調査開始日以後の申請に当たっては、まだ公取委が把握していない事実を報告すること 注5	通報内容があると認められる場合	当該報告が関係当局による検査又は報告の徴取等が開始される前になされたこと 注5	<ul style="list-style-type: none"> 特定発行者に対して法令違反等事実の是正措置をとるべき旨を通知してから一定期間経過後なお申出内容があると認める場合 申出の前後に、当該特定発行者に対して、当該申出について書面で通知すること
通報者等に生じる効果等	当該違反行為に係る課徴金50%の減額	<ul style="list-style-type: none"> 当該違反行為に係る課徴金の減免 調査開始日前の1番目の申請者については刑事告発されない 	(通報者が下請事業者である場合) 親事業者が当該通報を理由に取引の量を減じる等した場合、第4条第1項第7号違反として勧告等が行われる。	直近の違反事実に係る課徴金50%の減額	申出義務

注3 同法には、何人も独占禁止法違反の事実があると思料するときに公正取引委員会に通報できる、とする規定もある。

注4 同法の申告制度は法定の制度ではない。 注5 当該要件を満たさない場合、課徴金の減額を受けることができなくなる。

(別紙4) 諸外国における通報者保護制度の例①

	日本	アメリカ		
法令名	公益通報者保護法	ドッド=フランク法	サーベンス=オクスリー法	不正請求防止法
概要	通報により企業不祥事が明らかになった事案が多発したことを受け、2004年に制定	リーマンショック後の金融危機を受け、企業の問題を早期に発見できるようにするため、2010年に制定	エンロン社等の不正会計事件を受け、株式市場の透明性を高めるため、2002年に制定	政府との間の取引における不正行為を防止するため、1863年に制定
通報者の範囲	労働者 (公務員、派遣労働者、取引先の労働者を含む)	範囲の限定なし	労働者 (上場会社又はその請負業者・下請業者等に雇用されている労働者)	労働者、政府の契約業者等
通報対象事実の範囲	特定の法律(平成30年1月1日時点464法律)に規定する刑罰規定違反の事実	米国証券取引委員会(SEC)が所管する法令違反	郵便・通信・銀行・証券の詐欺行為を禁じる連邦法違反等	政府に対し不正な請求を行うこと等
通報先	事業者内部、権限を有する行政機関、その他外部者	米国証券取引委員会(SEC)	労働者の監督者、連邦政府の執行機関等	裁判所(民事訴訟の提起)
通報者の保護・救済等	・解雇の無効 ・不利益な取扱いの禁止	・解雇等の不利益な取扱いの禁止 ・遡及賃金の倍額請求も可能	解雇等の不利益取扱いの禁止(刑罰あり)	・解雇等の不利益な取扱いの禁止 ・遡及賃金の倍額請求も可能
通報の秘密保持	—	—	秘密保持規定あり	—
その他	—	報奨金制度あり	・内部通報体制整備義務規定あり ・通報妨害禁止規定あり	報奨金制度あり
		・公共部門での通報を保護する法律として内部告発者保護法がある ・その他、個別の連邦法や州法により内部告発者保護規定が定められている場合がある		

(別紙4) 諸外国における通報者保護制度の例②

	イギリス	フランス	ドイツ	韓国
法令名	公益開示法	サパン第二法	(包括的な通報者保護法なし)	公益申告者保護法
概要	不正の隠蔽が不祥事に繋がった事案が多発したことを受け、1998年に制定	組織の透明性を高め、汚職を防ぐための法律として、2016年に制定	—	民間事業者における不正行為を通報した者を保護するため、2011年に制定
通報者の範囲	労働者 (公務員、派遣労働者、請負労働者等を含む)	範囲の限定なし	—	範囲の限定なし
通報対象事実の範囲	犯罪行為、法的義務違反、裁判の誤り、個人の健康や安全に対する危険等	犯罪行為、法令違反、公益に対する重大な脅威等	—	特定の法律に規定する刑罰又は行政処分の対象となる行為
通報先	使用者、国務大臣、その他の外部者、法律助言者等	自己の上位に位置する者、公的機関、その他の外部者等	—	使用者、権限を有する行政機関、国民権益委員会、その他大統領令で定める者等
通報者の保護・救済等	不利益な取扱いの禁止	・解雇等の不利益な取扱いの禁止 ・因果関係の立証責任を緩和する規定あり	—	・解雇等の不利益な取扱いの禁止(刑罰あり) ・因果関係の立証責任を緩和する規定あり
通報の秘密保持	—	秘密保持規定あり(刑罰あり)	—	秘密保持規定あり(刑罰あり)
その他	通報を妨げる趣旨の合意を無効とする規定あり	・内部通報体制整備義務規定あり ・通報妨害禁止規定あり	解雇制限法により、不当な理由による解雇は無効となる	・通報を妨げる趣旨の合意を無効とする規定あり ・報奨金制度あり ・公共部門での通報を保護する法律として腐敗防止法がある

- (備考) 1. カナダ、オーストラリア、ニュージーランドなどにおいても通報者保護法が制定されている。
 2. EUにおいて包括的な通報者保護法を制定している国はイギリス、フランス等の数カ国であり、通報者保護に関するEU指令も存在しない。他方、2014年に、EUの全加盟国が加盟する欧州評議会から、公益通報者保護に関する勧告が出されるなど、制度整備に向けた動きが見られる。